

(政治倫理の確立及び選挙制度に関する特別委員会)

公職選挙法の一部を改正する法律案(第百八十回国会参第三六号本院提出)(衆議院送付)要

旨

本法律案は、参議院選挙区選出議員の選挙区間において議員一人当たりの人口に不均衡が生じている状況に鑑み、各選挙区において選挙すべき議員の数につき是正を行うとともに、平成二十八年に行われる参議院議員の通常選挙に向けて、選挙制度の抜本的な見直しについて引き続き検討を行い、結論を得るものとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、参議院選挙区選出議員の選挙区の定数の改正

参議院選挙区選出議員の各選挙区において選挙すべき議員の数を、次に掲げる選挙区について改める。

選挙区	議員数
福島県	二人(現行四人)
神奈川県	八人(現行六人)
岐阜県	二人(現行四人)

二、検討

平成二十八年に行われる参議院議員の通常選挙に向けて、参議院の在り方、選挙区間における議員一人当たりの人口の較差の是正等を考慮しつつ選挙制度の抜本的な見直しについて引き続き検討を行い、結論を得るものとする。

三、その他

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 この法律による改正後の公職選挙法の規定は、この法律の施行の日以後その期日を公示される参議院議員の通常選挙並びにこれに係る再選挙及び補欠選挙について適用し、この法律の施行の日の前日まで
にその期日を公示された参議院議員の通常選挙並びにこれに係る再選挙及び補欠選挙については、なお
従前の例による。